

新公審査答申(個)第87号  
令和8年5月21日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について (答申)

令和7年1月20日付け、新西総第477号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長(以下「実施機関」という。)が令和6年1月26日付け新西建第1137号の2により行った不開示決定はこれを取り消し、請求対象情報を特定し直し、改めて開示不開示の決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報の開示請求

令和6年1月12日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第76条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、西区建設課課長(以下「対象職員」という。)とわたくしとの通話記録(以下「本件情報」という。)について保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)をした。

2 実施機関の決定

令和6年1月26日、実施機関は、本件請求に係る文書を保有していないとして、不開示決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年4月18日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 諮問

令和7年1月20日、実施機関は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張

する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人はこれ以外にも主張を行っているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

開示をしないこととした理由欄の請求にかかる文書を保有していない。

当該理由の可否につき当制度所管たる市政情報室長に確認したところたとえ録音であろうと保有する文書に該当する法的根拠があり開示しない理由は見当たらない旨回答があった。

対象職員より新潟市所有の録音機器による録音記録が存在する旨電子メールの受信がある。

組織的に共有されないものは保有個人情報開示対象にならない点は理解する。

対象職員との電話やメールのやりとりで、個人のICレコーダーのような機器で録音したとのことだった。その時のメールの記録を持っている。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、以下のとおりである。

通話録音記録については、組織的に共有されていないことから、保有個人情報に該当しないと判断し、請求にかかる文書を保有していないため不開示としたもの。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書を保有していないとして不開示決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

##### 2 本件情報の存否について

本件請求は、対象職員と審査請求人との通話記録を求めてなされたものであり、審査請求人が審査請求書等で主張している内容から、当該通話の録音記録の開示を求めているものと認められる。

審査請求人は、対象職員から、実施機関所有の録音機器による録音記録が存在する旨の電子メールを受信していると主張する。

これに対し実施機関は、通話録音記録について組織的に共有していないことから保有個人情報に該当しないと判断したと主張している。

このため、保有個人情報としての本件情報の存否について検討する。

- (1) 法第60条第1項は、開示請求の対象となる保有個人情報について、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものと定めており、さらに行政文書等に記録されているものに限るとしている。

(2) 当審査会において、実施機関に対し、対象職員と審査請求人との録音記録について、作成又は取得、使用及び保有又は廃棄の経緯や状況を聞き取ったところ、次のように説明があった。

ア 対象職員の属する課では、同課が所管する道路用地と私有地との境界確認等に関して審査請求人から要望を受けており、対象職員は、本件に係る審査請求人とのやり取りを令和4年11月から本件請求のあった令和6年1月にかけて、電話や電子メールなどで行っている。

イ このやり取りの過程において、令和5年1月27日、対象職員から審査請求人に宛てて送信した電子メールの中で、電話などでの会話の際に話した内容にお互い食い違いが生じないように録音する旨を伝え、通話を録音することとなった。

ウ 通話の録音は、課員共用の公用電話の下に敷いて設置し、公用電話と直接接続する実施機関所有の通話録音装置にて行っていた。

エ 実施機関において当該装置の録音内容を確認したところ、審査請求人との通話記録について少なくともその一部は装置内の記録媒体に現在も保存されており、その通話の期日について、装置上の表示では同年7月6日、8月21日、9月15日及び同月20日となっている。

オ 審査請求人との通話は専ら対象職員が行っていて、当該録音記録を組織的に用いた実績はなく、対象職員が属する課の他の所属職員は記録の内容を承知していなかった。

(3) この実施機関の説明内容から、当該録音記録は、対象職員が自らの所管業務である道路用地の管理に関連して取得したものであるから、職務上取得した個人情報であることについては疑いの余地がない。

(4) 次に、当該録音記録の利用及び保有の状況について検討する。

ア 法第60条第1項にいう「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいい、「当該行政機関等が保有している」とは、当該個人情報について実施機関として事実上支配している、すなわちその利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態をいう。

イ 当該録音記録は、対象職員自らが審査請求人に対して電子メールの中で述べているとおり、道路用地の管理という所管業務遂行の一環で、審査請求人との会話内容に食い違いが生じないように取得したものである。対象職員が専ら窓口役となって審査請求人とやり取りを行っていたとしても、当該業務は対象職員が単独で行い得るものではなく、審査請求人の要望等を確かめながら、課の長として事務担当者に指示を行い、必要に応じて民間事業者に委託するなどして実施しているものである。このことから、当該録音記録について、組織とし

て担うべき業務を円滑に遂行するために取得したことは明らかである。

ウ また、公用電話に接続した通話記録装置内の記録媒体という、所属職員の誰もがアクセス可能な場所、状態で保存され、いつでも当該録音記録を聴取し得る状態にあったものと認められる。

エ 実施機関は、当該録音記録を利用した実績がなく、同じ課に所属する職員が録音内容を承知していないことをもって、組織的に共有されていない旨、主張するが、前述のとおり、当該録音記録が作成又は取得に関与した職員個人の段階のものにとどまるとは認めがたく、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有していたものと判断される。

(5) なお、当該録音記録は、実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録であって、これ自体が実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものであるといえるから、法第60条第1項にいう行政文書等に該当することは言うまでもない。

(6) そうすると、少なくとも上記(2)エで確認された4日分の録音記録については、審査請求人に係る保有個人情報として実施機関が保有していたことは明白である。

### 3 本件決定の妥当性について

以上のことから、当該録音記録を組織的に共有していないとし、保有個人情報に該当しないことを理由になされた本件決定は妥当性を欠くものである。

なお、本件情報については、開示請求書において「西区建設課課長とわたくしとの通話記録」と記述されたのみであり、審査請求人が開示を求める保有個人情報が明確に特定されているとは言い難いことから、実施機関は、審査請求人に対して必要な情報を提供しながら請求対象情報を特定し直し、改めて開示不開示の決定をすべきである。

### 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和7年1月20日	実施機関の諮問書を受理
令和8年3月17日	審査会開催（第1回）
令和8年4月22日	審査会開催（第2回）
令和8年5月18日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治